

福祉援護センター指定管理者募集に関する質問事項に対する回答

令和元年8月30日

No.	募集要項・仕様書の該当箇所	質問内容	回答
1	募集要項 P2 「就労定着支援事業」	厚生労働省の事業説明会では「原則専従」と記載されているが、契約者が増えるまでの間は兼務でも可能か？	「専従」としてください。
2	募集要項P7 キ団体の経営状況を説明する書類	経営状況を証する書類として、直近3事業年度分の書類の提出が求められていますが、それぞれの最後に【登記簿謄本】の記載があります。この書類も3事業年度分必要なのでしょうか。	最新の年度の登記簿謄本のみで構いません。
3	募集要項P9 イ本審査	プレゼンテーションは、どの程度の時間を予定しているのでしょうか。また、参加人数は何名までを予定しているのでしょうか。	①日時と場所のご連絡については、9月下旬頃申請団体宛てに通知する予定です。 ②参加人数は1団体3名以内でお願いいたします。
4	・募集要項P.11 提案評価 (13) 指定管理料 ・(様式6) 事業計画書 (13) 指定管理料について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項 指定管理料の削減が見込まれるか。また、経費の削減分を活用した利用者へのサービス向上などの有効活用が見込まれるか。</li> <li>・(様式6) 事業計画書 指定管理料の削減が見込まれるか。または、経費の削減分を活用した利用者へのサービス向上などの有効活用が見込まれるか。</li> </ul> <p>募集要項は、指定管理料を削減したうえで、さらに経費を削減し、利用者へ還元を図ることが期待されていると思われます。一方、事業計画書は、指定管理料の削減あるいは経費の削減のどちらか一方が期待されていると思われます。</p>	「または」の記載が正です。訂正します。

5	募集要項 P 12 9-(1) 「特別な理由」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定管理者において・・・認める」とあるが、市の許可を得なくても良いのか？</li> <li>・日中一時利用は1日あたり5名と決めているが、16時以降に残る利用者がいた場合は、日中一時利用者と合算で5名で良いか？</li> </ul>	<p>①運営規定に関わるものであれば、障害福祉課と協議の上、市の届出は必要となります。</p> <p>ただし、突発的な事情等により、個別に対応が必要となった場合等は不要とします。</p> <p>②合算せずそれぞれの人数としてください。</p>
6	募集要項 P 12 9-(1) 「特別な理由」	<p>「特別な理由」とは、どのようなことが考えられるのか。例など教えていただければと思います。</p>	<p>臨時に閉園日を設けた際に、職員の確保等の理由から利用時間を短縮するときなどが想定されます。</p>
7	募集要項P12 9管理の基準 (1) 通所者利用時間	<p>通所の終了時間が午後7時となっていますが、この時間は原則、全利用者に対して完全実施しなければならないのでしょうか。あるいは、利用者や施設の運営の実情に合わせて、指定管理者が弾力的に運用できると考えてよろしいのでしょうか。但し書きの部分をもう少し具体的にお聞かせ願います。</p>	<p>利用者や施設の運営の実情に合わせて、指定管理者が弾力的に運用できるという理解で間違いありません。</p>
8	仕様書 P 5 14 「努力義務」	<p>特定相談事業所加算（Ⅲ）の算定のためには常勤3名の職員が必要となるが、現在配置している「地域生活相談員」と「地域移行支援員」を含めた人員体制で良いのか？</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
9	資料2 職員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置職員「雇用形態」中、（非常勤）とあるが、具体的に週〇日以上又は一日の勤務時間が〇時間以上の場合を指すのか。</li> <li>・常勤換算（非常勤）となっているが、常勤換算＝非常勤と考えてよいのか。</li> <li>・生活支援員と事務員を兼務してもよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①基準では週5日7.75時間勤務の職員としていますが、複数名での勤務で代替することも可能です。</li> <li>②お見込みの通りです。</li> <li>③兼務はできません。</li> </ul>